

総務委員会会議録要旨

開会日	平成29年10月19日(木) 午前10時00分
閉会日	平成29年10月19日(木) 午前11時25分
場 所	長久手市消防本部3階 会議室
出席委員	委員長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 上田 大 岡崎つよし 加藤和男 吉田ひでき
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	消防長 吉田弘美 次長兼消防署長 加藤龍寿 総務課長 出口史朗 主幹 久保田直也 計 4人
職務のため出席した者の職氏名	主事 飯田純子
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

消防広域化について

主幹 消防広域化の協議状況について説明

1 消防広域化の協議について

- ・ 平成 28 年 4 月 12 日に広域化協議会を 4 市 1 町（みよし市、日進市、東郷町、豊明市及び長久手市）で設立した。組織は、協議会、幹事会、専門部会及び分科会の 4 層で構成している。
- ・ 現在は、消防本部及び署所の配置、組織体制、職員の任用・身分取扱い、通信指令システムの運用、財産及び債務の整理等の「協議事項(128 件)」を調査及び研究し、それらを協議のうえ整理し、消防組織法第 34 条に規定する「広域消防運営計画」を作成している。
- ・ 現時点で協議が終了した事項は、協議事項 128 件のうち 98 件。第 6 回協議会（10 月 20 日開催）では、協議事項 14 件、報告事項 16 件の合計 30 件が審議される。

2 協議事項の検討状況

第 6 回協議会の協議事項は、「組合・消防本部の名称」、「消防本部・消防署の組織」、「署所配置」、「消防署所の管轄区域」、「職員定数」、「職員配置」、「給料」、「諸手当等」、「職名及び階級」、「消防力整備計画」、「経費の負担方法」、「財産の取扱い」、「消防協力団体との連携」、「補助金・交付金等」の 14 件である。

3 消防広域化スケジュール

- ・ 平成 29 年 12 月末までを広域化協議調整期間、平成 30 年 1 月から 3 月までを広域化移行作業期間としている。
- ・ 平成 29 年 10 月 20 日開催の第 6 回協議会にて、全 128 項目の協議事項を決定し、協議事項を基に作成する広域運営計画や新組合規約案についても決定する予定である。広域化協議会は平成 30 年 3 月に解散予定である。
- ・ 構成市町議会にて、平成 29 年第 4 回定例会に新組合規約及び準備経費補正予算の 2 件を上程。平成 30 年第 1 回定例会に新組合分担金予算を上程予定である。
- ・ 規約を改正する場合は愛知県への手続きが必要になる。11 月か

ら 12 月中旬に県との事前協議、構成市町議会の議決後の年明けに許可申請、許可申請から許可まで 1 週間程度かかるため、1 月中下旬に許可がおりることになる。

- ・ 特別交付税の申請が年 2 回ある。消防広域化に関する準備経費は最大 2 分の 1 国から交付される。

さとう委員 協議事項の「組合・消防本部の名称」について、組合の名称は広域化後に新たな組織で検討するとのことだが、平成 29 年第 4 回定例会に上程する議案名はどうなるのか。以前協議会の中で市長が、豊明市及び長久手市が吸収合併されるのではなく、一度リセットして 5 市町が対等な立場で作るべきだと発言していたがどうなったか。

消防長 広域化の方式は、事務委託方式、広域連合方式、一部事務組合方式の 3 つある。事務委託方式は消防広域化の趣旨に反すること、広域連合方式は現存する組合を解散してゼロベースで作ることになり事務量が多くなることから、現存する尾三消防組合の構成市町に豊明市及び長久手市が新たに加わる一部事務組合方式となった。吸収合併ではなく 5 市町が対等な立場であることは、5 市町の各首長から発言いただいている。

総務課長 組合の名称は「尾三消防本部・尾三消防組合」として議案を上程する。

消防長 尾三消防という名称はみよし消防がベースとなっており、みよし市にとっては馴染のある名称であるため、本部名は尾三消防本部とする。組合名は今回の規約改正では尾三消防組合とするが、新しい体制になった後、新たに検討する予定である。

さとう委員 組合名を変えたら、また規約改正の条例を出すのか。

総務課長 そのとおりである。

さとう委員 協議事項の「財産の取扱い」について、消防施設や消防車両等を新組織に無償譲渡するとあるが、消防施設は公共施設等総合管理計画の中に入っているか、また長久手市が所有する財産の評価額はいくらか。

主幹 公共施設等総合管理計画の中に消防庁舎は入っている。現在の評価額の試算はしていない。

吉田委員 広域化によって消防車両等が増えるため、規模が大きくなり充実するという捉え方もできるか。

主幹 そのように捉えている。

吉田委員 全国的に消防職員は職員労働組合に加入しているのか。

主幹 消防職員は行政職の職員労働組合に加入できないと法律で規定されている。ただ、各消防本部に消防職員委員会を設置しており、職員個人が仕事や待遇について委員会に意見することができる。現在は長久手市、

豊明市、尾三消防組合それぞれに消防職員委員会を設置しているが、新組織では1つの委員会となる。

主幹

本市にとってのメリット、デメリットについて説明

メリット1 災害発生時における出動体制、増強体制の強化

- ・ 消火隊や救急隊が増えるため、最初に出動する消防車等の台数や災害が拡大した場合の応援出動の体制が充実し、大規模災害や多数傷病者事故等への対応力が強化できる。
- ・ 一般的な建物火災における出動部隊を比較すると、現在、長久手市の出動部隊は5台(ポンプ車3台、救急車1台、指揮車1台)であるが、広域化後は10台(ポンプ車4台、水槽車2台、救助工作車1台、救急車1台、指揮車等2台)となる。
- ・ 消防隊等の数が増えるため、二次的災害に備えて消防隊等を待機させることが可能となる。現在、長久手市ではポンプ車3台、救急車2台、はしご車1台であるが、広域化後はポンプ車15台、救急車11台、はしご車6台となる。

メリット2 現場到着時間の短縮

- ・ 共同指令センターと本部の管轄区域が同じになり、市町境界にとらわれず最寄りの消防車、救急車等を出動させ、現場到着時間の短縮を図ることができる。市の南部及び西部に特化したメリットである。
- ・ ポンプ車や救急車の現場到着時間が短縮する。特に、市南西側では広域化による効果が期待できる。また、新たな消防力として第3着及び第4着として現場に到着するポンプ車や救急車の運用が可能となり、今後の消防需要の増加にも迅速に対応できる。

メリット3 財政負担の軽減

- ・ 各消防本部の総務部門が統合され、総務担当として配置していた消防職員を現場出動職員として署所に配置するなど、広域化時の人員をもとに新組織の体制を整える。現在と比較して、将来的に消防予算の大半を占める人件費の削減が期待される。
- ・ 本市は現在、消防職員が67人であり、消防力の整備指針に基づく消防職員の必要算定数115人と比較して56.5パーセントに留まる。現体制をベースに将来人口ビジョン推計から必要職員数を算出すると、平成32年73人、平成42年80人が必要となり、人件費を試算すると平成32年に4,773万9,000円、平成42年に1億343万4,000円の追加経費が必要となるが、広域化により増

員分の人件費が不要となる。

- ・ 消防車両の整備について、各本部とも消防車両は消防力の整備指針に基づく基準台数に至っていないため、充実させる方向で整備を進めているが、広域化に伴い、更新基準を見直し、類似車両の重複した整備を回避するなど、新たな基準にもと一元管理することで、経費の節減と事務の効率化が期待できる。
- ・ 消防広域化負担金は、広域化時から3年間は各構成市町の平成28年度消防関係決算額を基本とし、負担額が著しく変化しないよう配慮する。4年目以降は、消防需要に応じて負担することを基本に、適切な按分指標を用いて算出することで協議している。

メリット4 組織の活性化

- ・ 職員数が増加するため、人事ローテーションの設定が容易になることや、年齢構成の偏りによる職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消される。広域化により年齢層ごとの職員数が重厚となることで、盤石な消防組織の構築が可能となる。

山田委員 市境の出動に関して、本市は名古屋市、瀬戸市及び尾張旭市とは消防相互応援協定を締結しているが、豊田市とはどのようなようであるか。

主幹 豊田市は尾三消防組合と消防相互応援協定を締結している。

山田委員 三ヶ峯地域は、急激な人口増加や渋滞等の問題もある中で、消防の空白地帯となっていないか。

主幹 将来的に消防需要に応じて消防力を充てる必要があると考えている。

山田委員 豊田市の八草の辺りに出張所はあるのか。

消防署長 北消防署保見出張所がある。消防車や救急車は配備しているが、特殊車両はない。

山田委員 引き続き協力をお願いしてほしい。

消防署長 保見出張所は瀬戸市の南に位置するため、たまに協力していただいている。

吉田委員 消防署では障害者や高齢者の個人情報把握していると思うが、尾三消防組合に引き継がれるのか。

消防長 広域化後も市から情報提供してもらい、サービスが低下しないようにする。

吉田委員 消防広域化のデメリットはないのか。

消防長 消防サービスの面でのデメリットはない。強いて言えば、5市町の意思統一に時間がかかる点がデメリットである。

岡崎委員 今後グリーンロード以南に消防署を配置することはないのか。

消防長 署所の配置について調査したが、適切に配置されているという結果であった。ただし、長久手市東部及び日進市東部には消防需要に対する課題が残るため、今後の開発状況によって再度検討することになる。

上田委員 専門性の高い職種であるが、人事ローテーションは可能なのか。
総務課長 現在でも警防から予防の担当に異動することもあり、人事ローテーションは可能であると考ええる。

消防長 現在、尾三消防本部の職員は 200 人であり、豊明市及び長久手市が加入すると 340 人になる。人口 30 万人規模でこの職員数が適切かどうかは、同規模の春日井市などを参考に検討していく。

岡崎委員 新規採用職員はどこかの採用となるのか。
消防長 尾三消防本部での採用となる。
吉田委員 休日の緊急呼び出しの回数は減るのか。
消防署長 初動体制が 5 台から 10 台になるため、回数は減ると考える。
加藤委員 例えば日進市でケガをした場合はどの病院に運ばれるのか。
消防署長 主に愛知医科大学病院、豊田厚生病院等に運ばれることになる。
加藤委員 広域化後の経費は、3 年間は各消防本部の平成 28 年度決算額の比率を基に負担するとのことだが、消防車両の更新時期により特別に予算が必要になる場合はあるのか。

主幹 本市の平成 28 年度決算額（8 款消防費）は 6 億 8,000 万円である。広域化初年度の組合運営に必要な経費で、当市の負担額は約 6 億円と想定される。その他投資的経費があるが、消防車両更新計画は現在作成中であり、特定年度に負担額が偏らないように調整している。

消防長 広域化のメリットの 1 つとして、これまで消防本部と組合事務局が兼務であったが、組合事務局を独立させて、組合運営等の業務を担当する行政職員や部課長級の職員を配置し、チェックできる体制を整えていく予定である。

さとう委員 本市の消防職員は、消防力の整備指針に基づく消防職員の必要算定数の 56.5 パーセントに留まるとのことだが、今後もこの体制をベースに考えているのか。

主幹 現在、豊明市は 54 パーセント、尾三消防組合は 60 パーセントであり、広域化後も 100 パーセントにはならない。何パーセントに設定するかは今後策定する消防力整備計画等で定め、需要に対応できる分の人員は配置していきたい。愛知県平均は 77 パーセントである。

吉田委員 広域化について、現場の人はどう感じているか。
消防署長 肯定的な意見が多い。

山田委員 以前、消防指令センターを見学した際に、スマートフォンで通報した場合、数十メートルまで探知できるシステムがあると聞いたが、今はどのような状況か。

消防署長 契約内容により精度は異なると聞いている。年々精度は高くなっており、将来的に数メートルの誤差になると聞いている。

山田委員 契約先はどこになるのか。

主幹 携帯電話事業者と契約することになる。

加藤委員 本市の出動件数は他市町に比べて少ないのか。消防力の整備指針に基づく消防職員の必要算定数は、実際の出動件数に応じて決まるのか。

主幹 本市は他市町に比べて出動件数は著しく少ない。消防職員の必要算定数については、人口規模に応じて消防車両の台数が決まり、車両1台につき職員何人と定められているため、その積算で必要算定数が決まる。

消防長 本市と比べて、救急において日進市及び豊明市が1,000件多く、みよし市が少ない。

吉田委員 広域化によって消防団の規模、費用弁償等はどう変わるのか。

消防長 消防団は各自治体の運営となるため、広域化したことにより条例定数等が変わることはない。ただし、他市町との比較検討は必要であると考ええる。

さとう委員 消防団は長久手消防署の管轄になるのか。

総務課長 消防団は市町村が設置することになっている。現時点で市役所のどの部署の管轄になるかは決まっていない。

委員長 以上で閉会中継続調査を終了する。

委員長 閉会宣言

午前11時25分 終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成29年10月19日

総務委員会委員長 さとうゆみ